

群馬県立点字図書館の管理における指定管理者制度活用の実施方針

平成28年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町13-12（群馬県社会福祉総合センター3階）
設置年月日	昭和48年9月1日
敷地面積	－（入居施設）
主な施設・建物	312.98㎡（事務室兼閲覧室54.14㎡、書庫146.27㎡、録音室及び編集室35.58㎡、ボランティア室43.85㎡、PC点訳・印刷室33.14㎡）

(2) 施設の設置目的

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与することを目的とし、次の業務を行う。

- ①点字図書、視覚障害者用録音物の製作・収集及び視覚障害者への貸出
- ②点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成
- ③点字図書、視覚障害者用録音物の普及・奨励及び相談

(3) 指定管理者制度活用の目的

全県的に事業を行う他の類似施設がなく、県内の視覚障害者の福祉の向上を図るためには必要不可欠な施設であることから、県が設置している。管理運営については、視覚障害者の要望等を踏まえつつ、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、視覚障害者へのサービス提供を行うことが可能と考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（平成29年4月～平成34年3月）

理由：高度な専門性（点字指導や音訳指導）を持った人材の確保や点訳奉仕員・音訳奉仕員の増及び資質向上を図るための各種研修・講座の実施など運営ノウハウの長期的な蓄積が必要なため。

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：視覚障害者に対する情報提供を行う施設であり、情報保障を受ける視覚障害者の権利保護の観点から使用料は無料であるため。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額 203,725千円（各年度 40,745千円）

※仕入れ等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を税率10%で算定した額であり、平成29年4月に予定される消費税等の引上げが行われなかった場合は、その状況に応じて上限額を見直します。

(7) 施設の管理運営方針

視覚障害者の福祉の向上と社会福祉の発展に寄与するという設置目的に基づき、以下の点に留意しつつ、管理・運営を行うこと。

- ア 公の施設運営の責務を認識しつつ、関係法令を遵守すること。
- イ 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- ウ 個人情報の保護を徹底すること。
- エ 効率的な施設運営を行うこと。
- オ 経費の削減に努めること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

(ア) 事業に関すること

- a 点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他必要な資料を製作し、又は収集し、視覚障害者等の利用に供する業務
 - ①点字図書・録音図書の製作・収集、②点字図書・録音図書の貸出、③全国的な点字図書・録音図書ネットワーク配信システムへの図書データの提供
- b 点訳奉仕員及び音訳奉仕員等の指導・育成に関する業務
 - ①点訳奉仕員・音訳奉仕員養成・研修事業、②奉仕員に対する各種講習会等の開催
- c 点字刊行物、視覚障害者用の録音物等の普及奨励及び相談に関する業務
 - ①点訳図書・音訳図書等に関する相談事業、②デジタル音声情報システム事業（プレクストーク（デジタル録音図書再生用機器）貸与事業）、③デジタル図書編集、④利用者に対する各種講習会等の開催
- d その他点字図書館の設置の目的を達成するために必要な業務
 - ①情報提供事業（機関紙発行等）、②県民への啓発普及活動、③プライベートサービス（点訳・音訳）、④対面音訳サービス、⑤各種団体・行政機関等からの委託・依頼に基づく点訳・音訳等の業務

(イ) 運営・管理に関すること

(ウ) 施設、設備及び備品の修繕・維持管理に関すること

(エ) 施設等の使用承認

イ 要求水準

募集要項において、必要に応じ具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

年間利用者数 12,500人

(点字図書・雑誌貸出人数、プライベートリクエスト図書製作件数の合計)

その他、応募者に具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から8名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	平成28年6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	平成29年1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

（社福）群馬県社会福祉事業団及び（公社）群馬県視覚障害者福祉協会の共同体

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

平成26年度実績 収入 43,201千円 支出 35,534千円

(3) 施設利用の実績

平成26年度実績 年間利用者数 11,636人